

最高裁判所 (第二小法廷) 令和●●年 (〇〇) 第●●号 裁決取消請求上告受理事件
国側当事者・国

令和3年8月27日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和3年1月28日判決、本資料271号-14・順号13516)

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和2年8月20日判決、本資料270号-80・順号13440)

決 定

申立人	甲
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	川野 英彦

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年8月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 岡村 和美

裁判官 菅野 博之

裁判官 三浦 守

裁判官 草野 耕一